

王寺町『りーべる王寺自治会』会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この会は、王寺町『りーべる王寺自治会』と称する。

(事務所)

第2条 この事務所は、『りーべる王寺』東館 集会室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、環境の向上に努め、福祉の増進に協力し合い、豊かなコミュニティを作り上げていくことを目的とし、併せて管理組合に協力して、施設の維持・改善や管理に努めるとする。

(会員・構成)

第4条 この会は、『りーべる王寺』に居住する住民をもって構成する。

この会の権利・義務を行使する場合は、一戸につき一票の議決権を持つものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 この会の会員は、転出により『りーべる王寺』に居住しなくなった場合には、自動的にその資格を失うものとする。

第 2 章 事 業

(事業)

第6条 この会は、第3条の目的達成のために、次の号にあげる事業を行う。

- 1, 会員相互の親睦と連絡に関する事。
- 2, 会員やコミュニティの生活環境の充実・改善に関する事。
- 3, 会員の慶弔に関する事。
- 4, 会員で構成されたそれぞれの会の活動に関する事。
- 5, 防犯・清掃・町内行事等、各公共機関との必要な連絡・協議・参加に関する事。
- 6, その他第3条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(権利及び義務)

- 第7条
- 1, 会員は全て平等とする。
 - 2, 会員は、本会の事情に協力しその事業を進める一員になること。
 - 3, 会則・決議を守ること。
 - 4, 会則に基づく会議に出席し議決権を行使すること。
 - 5, 会費を納入すること。

第3章 役員

(役員)

第8条

本会に次の役員及び班長を置く。

- | | | | |
|-----|-----------------------|------|----------------|
| 1, | 会長 | 1名 | |
| 2, | 副会長 | 数名 | |
| 3, | 会計 | 2名以内 | |
| 4, | 会計監査 | 数名 | (各下部組織に1名以上置く) |
| 5, | 保健衛生指導委員
環境美化委員 | 数名 | |
| 6, | 体育(クリーン・
キャンペーン)委員 | 数名 | |
| 7, | 自治会広報委員 | 数名 | 広報誌配布担当 数名 |
| 8, | 書記 | 数名 | |
| 9, | 班長(各班) | 各1名 | 班長統括(各館代表) 数名 |
| 10, | 防災計画担当 | 数名 | |
| 11, | ホームページ運営委員 | 数名 | |

第9条

(顧問)

- 1, 本会に、顧問または相談役を置くことができる。
- 2, 顧問または相談役は、会務運営の補佐役として会長の要請により会議に参画し意見を具申することができる。

第10条

(役員・班長及び顧問の任期)

- 1, 役員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし再選は妨げない。
- 2, 班長の任期は、1年間とする。
- 3, 任期満了または辞任した役員・顧問及び班長は、後任が就任するまでその職務を遂行するものとする。
- 4, 役員・顧問及び班長の任務は、交代年度の年次総会日をもって終了とする。
- 5, 役員数および役職の数は、その年により、会長の判断で増減できる。

第11条

(班長・役員の職務)

- 1, 会長は本会を代表し総会の議決に沿って本会を運営する。
- 2, 副会長は、会長を補佐し会長が職務を遂行できない状況にある時は、その職務を代行する。また、会議に当たり審議、経過等を記録し、活動状況を伝達し、会員の意識向上にあたる。
- 3, 会計は、本会の財産管理と会計事務にあたる。
- 4, 会計監査は、本会の財産管理と会計事務の遂行を監査し、その結果を会員に報告する。

第12条 (役員を選出)

- 1, 役員は、自己推薦または旧役員及び班長の推薦でもって、定例総会の承認により選出する。
自己推薦、または旧役員及び班長の推薦が無い場合の役員選出方法は全会員から募る。全会員からの自己推薦が無い場合は、新・旧役員の中から話し合い等できめる。
- 2, 班長は班ごとの選出持ち回り制とする。

第 4 章 総 会

第13条 (総会)

- 1, 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- 2, 総会は、本会最高の議決機関であって第4条第2項の議決権を有する各戸の代表者でもって構成するものとする。
- 3, 定例総会は、毎年1回開催するものとする。
- 4, 臨時総会は、必要がある場合には、役員会の議決を経て会長が招集する。
- 5, 議決権を有する会員の2分の1以上の要請があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第14条 (総会の議決事項)

- 1, 予算及び事業計画案
- 2, 決算と会計監査報告
- 3, 役員承認と解任
- 4, 会則の改廃
- 5, その他重要な事項に関する事。
- 6, 急を要し、解決すべき課題が発生した場合は、役員会にて議決し、後日、総会にて報告することができる。

第15条 (総会の構成と議長)

- 1, 総会は、議決権を有する会員の2分の1以上の出席（委任状出席を含む）によって成立し、議決は出席者の過半数で決する。
- 2, 総会の議長は会長が行う。

第16条 (役員会)

- 1, 役員会は役員及び顧問・相談役で構成する。
- 2, 役員会の開催は原則、偶数月の第4土曜日とする。（発議がある場合のみ開催する）
- 3, 役員会は年次予算及び事業を計画するとともに、総会決議に基づく予算及び事情を執行する。
- 4, 緊急の課題が発生した場合は、総会に代わって決定し、それを執行することができる。

第 5 章 会 計

第17条 (会計年度及び会費)

この会の会費は、会費・寄付金等を以ってこれに充てる。

- 1, 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- 2, 会費は一戸年3,600円とし、1年分を徴収する。ただし、会員に資格失効の予定があり、引っ越し等の期日のはっきりしている場合は、会員の申し出により前期・後期に分けた徴収をする。
- 3, 途中入会者は、月300円とし、総会決議により会費の変更を行った場合は、その差額を次の徴収時に清算する。
- 4, 一旦、納入された会費はいかなる理由でも返金しない。
- 5, 収入に不足のあるときは、役員会に諮問し、臨時徴収、寄付等を要請することができる。

第 6 章 雑 則

第18条 (慶弔規定)

代表会員に弔事があるときは、申し出により次の金額を弔慰金として弔意をあらわす。

死亡の場合 香典 5,000円

(活動補助)

第19条 自治会活動の一端として、必要とする拠出金・補助金を出す事ができる。

金額は定期役員会にて精査し総会にて決める。

- 1, 老人クラブ等補助
- 2, 自主防災会補助
- 3, ホームページ運営委員会
- 4, 公共団体協力金（スポーツ活動、募金、歳末助け合い運動等）
- 5, その他、環境にとって必要とされる活動についての補助

(書類)

第20条 この会は、次の書類を備え、会長及び会計がこれを保管する。

- 1, 会長 会員名簿、公文書類、決算書
 - 2, 会計 金銭出納簿、領収書、預金通帳及び印鑑
- ただし、領収書、公文書類の保管は3ヵ年とする。

第21条 (会則の改正)

会則の改正は、総会に付議し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(付則)

- 1, この会則は平成16年8月8日より施行する。
- 2, 初年度の会費徴収は、特例として、8月に8月から12月分を徴収する。

(付則)

- 1, この会則は平成24年3月4日より施行する。

(付則)

- 1, この会則は平成26年4月1日より施行する。
- 2, 会計年度を4月1日から3月31日とする。初年度は特例として3か月延長し15か月分を徴収する。

(付則)

- 1, この会則は令和4年4月29日より施行する。